

令和2年1月15日(水) 場所 議会応接室

○出席議員

| | | | |
|------------|-------|-------|-------|
| 議長 | 石井 伸之 | 日本共産党 | 高原 幸雄 |
| 副議長 | 望月 健一 | 公明党 | 小口 俊明 |
| 自由民主党 | 青木 健 | 新しい議会 | 藤江 竜三 |
| 社民・ネット・緑と風 | 藤田 貴裕 | | |



○議会事務局職員

| | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 内藤 哲也 |
| 議会事務局次長 | 波多野敏一 |



○協議事項

◎議長挨拶

議題 1. 令和元年度予算(議会費)の補正について

2. 議員の期末手当について
3. 政策形成サイクルについて
4. 全員協議会について

- ※ 会派代表質問順について
- ※ 東京都市議会議員研修会について
- ※ 政務活動費について
- ※ 議会における資料要求について

◎議長挨拶

○【石井伸之議長】 皆様、こんにちは。新年早々のお忙しい中、また足元の悪い中、皆様には会派代表者会議にお集まりをいただき、まことにありがとうございます。

それでは、会派代表者会議を開きます。



議題1. 令和元年度予算（議会費）の補正について

○【石井伸之議長】 それでは、議題1、令和元年度予算（議会費）の補正について、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議会費の補正についてでございますけれども、報償費の謝礼、議会交際費、自動車借上料、会議録等印刷製本費、筆耕翻訳料、システム業務委託料に補正がございます。合わせて245万6,000円の減額補正を行うものでございます。

それでは、お手元に御配付しております会派代表者会議資料No.1に基づいて御説明をいたします。

まず、報償費でございます。内容は、手話通訳者及び研修講師謝礼支払い見込み減によりまして、今回19万9,000円を減額するものでございます。

続いて、2番目の科目で、議会交際費見込み減によりまして14万9,000円の減、3つ目の自動車借上料も見込み減によりまして、23万円を減額するものでございます。

需用費の会議録等印刷製本費でございます。決算見込額を163万9,831円と見込んでございます。減額の内容でございますが、本年度は、改選によりまして印刷部数を最大の38部と見込んでおりました。改選後、議員の皆様のご協力によりまして24部の印刷にできましたことから、大幅な減額となっております。また、本会議、常任委員会、議会改革特別委員会、臨時会、全員協議会等の開催見込み減によりまして、見込み額を163万9,831円といたしまして、予算残額につきましては、予算現額から決算見込額を引きました120万9,000円を減額するものでございます。

次に、役務費でございます。内容につきましては、本会議、常任委員会等の音声データ反訳委託料でございます。決算見込額を427万2,840円としてございます。予算現額から決算見込額を引きまして、その残額につきまして44万9,000円を減額するものでございます。主な内容につきましては、第4回定例会本会議の会議時間数におきまして、一般質問通告者が19名等によりまして14万8,500円の減、常任委員会の閉会中の開催見込み減によりまして16万1,700円の減、政治倫理審査会の開催を見込んでおりましたが、設置をされていないことから9万2,400円の減となったものでございます。

最後になりますが、システム業務委託料でございます。こちらは市内LAN音声配信システムの設定委託の契約差金としまして、22万円を減額するものでございます。

総体で、予算現額の3億874万8,000円から今回補正額の245万6,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を3億629万2,000円とするものでございます。今回の補正の割合は、予算現額に対しましてマイナス0.795%となっているものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ただいまの説明に対して質疑、意見ございましたら、承ります。いかがでしょうか。青木議員。

○【青木健議員】 議会活動費、自動車借上料というあれですけれども、タクシーですね、これは議長が使っていないということですか。

○【内藤議会事務局長】 主に議長の使用が多いところがございますけれども、三水協等の委員さんにも使っていただいているところがございます。例年と比してというところですが、昨年、平成30年度と金額につきましても同程度の執行状況でございます。以上です。

○【石井伸之議長】 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、令和元年度予算(議会費)の補正については、資料のとおり確認いたしました。



議題2. 議員の期末手当について

○【石井伸之議長】 議題2、議員の期末手当についてに入ります。期末手当につきましては、前回の会派代表者会議において26市の状況の資料をごらんいただきまして、他市に比べて非常に低い現状であるということございました。高原議員からは、市の報酬等審議会に関する御意見をいただいたところがございます。

それでは、各会派の御意見を承ります。青木議員。

○【青木健議員】 この件について私どもの会派で話をさせていただき、自分たちだけで決めるというのはお手盛りと言われてもしょうがないんじゃないかということで、報酬審にかけることについては妥当ではないかという意見であります。

○【高原幸雄議員】 私の前回の会派代表者会議の発言を議長に受けとめていただいて、各会派の状況について調整をさせていただいたということで、報酬等審議会にかけて、客観的に市民の意見を反映させるという意味では非常にいいことだと思うので、そのことについては特に異議ありません。

○【小口俊明議員】 私どももかねてから議員の報酬に関して、考え方としては人勸をベースにどうか、基準にどうか、そういう考え方を持っていたところでもあります。そして今回、そういうタイミングということもあります。

ただ、今回提案がありましたように、報酬審の御意見を伺うというのは、議会だけで決めていくということではない、報酬という特性上、そういった配慮も当然必要だろうというふうにも判断いたしますので、今回の御提案、報酬審の意見を伺うということについては賛成です。

○【藤田貴裕議員】 前回資料を見たら、国立市の月数は下から2番目なんです。そういう状況であります。ただ、他市でも、月数については結構ばらばらだったかなという気がしますので、議会が自分で何か月にしようとか、そういう判断をするのよりは、第三者機関である報酬審の意見を聞いたほうがいだろうと。会派の中ではいろいろと意見がありますが、諮問することについてはいいんじゃないかということでございますので、諮問についてはよろしいかと思えます。

○【藤江竜三議員】 私どもも人勸ベースという考え方も持っておりますけれども、そういった中で諮問をして、幅広い方たちを交えた中で、そういった意見を伺って決めていくほうがより明瞭といった形になると思いますので、諮問をして決めていただければと思います。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。それでは、全会派とも市の報酬等審議会に諮問するという御意見でしたので、市議会から市長に諮問の依頼をしたいと思えますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

市の報酬等審議会は現在、諮問を受けているところでもございますので、諮問については早急にし

たほうがよいと考えております。そこで、市長への依頼については正副議長に一任をしていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、早急に準備をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議題2を終了とさせていただきます。



議題3. 政策形成サイクルについて

○【石井伸之議長】 続きまして、議題3、政策形成サイクルについてに入ります。政策形成サイクルにつきましては、前回の会派代表者会議におきまして、11月18日に行われた会派代表者会議における政策形成サイクルについての主な意見の⑥になります。政策形成サイクルで、政策形成の案件について各議員の一般質問における取り扱い、こちらについて各会派において持ち帰りをいただいたところでございます。この件は慎重に進めなければいけないと私も考えております。

そういった中で、まずは各会派お持ち帰りをいただいた御意見をこちらで御披露いただきたく思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、御意見を承りたく思います。いかがでしょうか。高原議員。

○【高原幸雄議員】 私どものほうは、前の広聴委員会の確認で、一般質問で取り上げてもいいんじゃないかということ踏まえて、政策形成サイクルの中でそれも1つの議員の意見として反映できればと思いますので、そこで一般質問で規制するという方向でなくていいんじゃないかということで、おおむね意見としては集約されました。

○【藤江竜三議員】 委員長を中心に担当委員会で政策素案を協議し、担当委員会で政策素案を一致させた後という形で、12月24日の資料に書いてあります。一致させた後は、一般質問はしないで委員会で進めていったほうがよいのではないかとこの考えを持っています。それ以前については一般質問で取り扱うこともできますけれども、政策、これを全員でやっというやっという後は、一般質問では取り扱わないという形がよいのではないかと考えています。

○【石井伸之議長】 藤江議員、済みません。そうすると、12月24日の資料の2ページ目における4の政策形成調整会議で全会一致が図られた……（「いえ、1のほうです」と呼ぶ者あり）ここですね。常任委員会で協議をして一致させた後は、一般質問で取り上げないという方向でよろしいでしょうか。

○【藤江竜三議員】 そうですね。2ページの1の一致させた後は取り扱わないという形です。

○【青木健議員】 私どものほうは、これを見ながら今、話したことを思い出した。ゼロの段階で政策素案を議長が受け取って、担当常任委員会で検討を依頼するという段階に入ったところでは、一般質問として取り上げるべきではないのではないかとこの意見が出ました。その後、常任委員会において、それが政策形成サイクルの中に入ってくるのかどうかという判断がなされるわけなので、もしもそれが政策形成サイクルに入らなければ一般質問で取り上げてもいいだろうけれども、という意見があったので、それに対する反対意見がなかったものですから、一応そういうことで私どもの中では話が出ました。

○【小口俊明議員】 我が会派としては、これって今、議会でやっております市民の意見を聞く会が出たテーマについて、全体で開催をしている会の中でのことなので、最初からそれを聞いた議員は取り上げるべきではないのかなという意見も一部にあったことを受けての今回の議論なのかなと思って

いるところであります。

このことをベースに我が会派でも協議をしたんですけれども、そういう場面もあり得るし、また同じことを議員が町なかで聞いている場面もありますし、さまざまな状況があるんだろうという話に至りました。そういう中で、これは聞いたと言っても、テーマに取り上げてよいのではないかという方向性で我々の相談は進んでいます。

その中で、皆さんがご心配なさっている、どの段階で取り上げないようにしましょうかというタイミングの話なんですけれども、これは議会として取り扱いましょうという方向になったところでは取り上げない、各議員の一般質問では取り上げないというところで線引きをしたほうがよろしいのかなという判断であります。

それが議長につくっていただいたゼロなのか1なのかという、ここは皆さんで議論して、青木議員がおっしゃった、ゼロの段階で既に各段階に入っているんじゃないだろうかということもなるほどと思いますし、1番の段階というのが明確な普通の線引きという考え方もあると思いますけれども、私どもとしてはゼロなのか1なのかというところまで詰めた議論はしておりませんので、皆さんの共通認識になった段階では控えましょうというところで考えておりますので、これは皆さんとの協議の中でタイミングをつけていければよろしいのかなと思います。

○【藤田貴裕議員】 一般質問で取り上げるかどうかですけれども、感情的な問題は、議会が一致してやっていこうというときになったら、一種のパフォーマンス的なものに取りかえるようなことは控えるべきだろうと思いますけれども、厳格に禁止となったとき、柔軟な対応をちゃんとするのができるのかという話になると、それは完全に禁止というのは難しいのかなという意見です。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。今、一般質問で取り上げてよいのではないかという意見、そして政策形成サイクルにおける議論のステップのゼロの政策素案の受け付け、または1番の担当常任委員会での協議が始まる段階では、一般質問で取り上げるべきではないのではないかといった意見、また厳格に禁止できるのかどうかという御意見がございました。

各会派のご意見を承った中で、またさらに議論を深めていく方向に向けた質疑、意見等をぜひとも承りたく思いますが、いかがでしょうか。小口議員。

○【小口俊明議員】 今の藤田議員のお話は、厳格に禁止をするようなことでは難しさがあるという趣旨のお話だったと思いますけれども、それって我々議員の活動という意味からして、一般質問で我々に与えられている1点目、役割の中で定まったものでありますが、あくまで全体の中でそうしていきましようという申し合わせという前提なのかなという、私はそういう理解です。ですから、それぞれ申し合わせを皆さんで、恐らくは全会一致で申し合わせるんでしょから、全会一致で申し合わせたものに反する行動を日常的に行う議員がいたら、それはそれで大きな課題になるんだろうと思います。そういう範疇で考えていけば、おのずと落ち着いていく方向にあるんじゃないのかなと思います。

○【青木健議員】 これは二面あると思うんです、見方として。例えば誰々が抜け駆けしてやったという見方になったときには、これは議会が協力しづらい状況が生まれますよね。だから、そういうことを防止するためには、一定のルール化が必要だと思います。ただし、我々は一般質問という中においては、発言の自由がありますので、そこを規制するというのはなかなか難しい問題があると思うんです。

だから、政策形成サイクルとして、議会として市民の意見を政策として取り上げて、実現をしてい

くということ各議員が優先で考えるのか、それとも自分の手柄にしたいと考えてやるのか、それによって大きく違うと思うんです。ということは、それを発言する議員によっても、またこれ変わってくると思うんです、受け取り方が。Aさんが言ったらだめだけれども、Bさんだったらよかったということだってあり得るわけです。

だから、あくまでも我々としては、何を達成するためにこういうルールを設けるのかということ全員が共通認識として持たないと、私は政策形成というか、市民の意見を政策として実現させるということが第一義的な我々の課題であると思いますので、それを考えたときには抜け駆けということはおのずとなくなってくるだろうと思います。だから、そこら辺の認識を各議員が持つことが必要なんじゃないですか。

○【藤田貴裕議員】 今の青木議員の意見、私、よくわかります。さっき私はパフォーマンス的と言いましたけれども、抜け駆け的などというのは全くそのとおりであります。よくわかる反面、発言の自由とかある中で、会派代表者会議だけではなくて、全ての議員にかかわりますので、会派代表者会議でこういう意見があったことをまず1人会派にも伝えていただく。そっちのほうがより効果的な内容になっていくのかなと思います。私の会派でもいろんな意見がありますので、きょう決めるというのは勘弁していただきたいので、1人会派の方にもぜひその辺の御意見を伺った上で、また臨みたいと思っております。

○【青木健議員】 いろんな問題が絡むと思うんです。ここは自分の地盤だよと思っている地域のことであるとか、それから自分の政党のことであるとか、政治的なスタンス、軸足の問題とか、いろんな問題がこれは絡まってくると思うんです。だからパフォーマンスというか、必ずこれは抜け駆けというのが出てくると思う。それはだって、自分の地域のことをほかの人間にやられたらおもしろくない。誰もそう思うでしょう。

だから、そういうことも含めてきちんと、これは全協ではないですけども、複数会派だからという代表だけではなくて、各議員個人として発言できる場をちょっと考えたほうがいいんじゃないかなという気が、今この中で話ししていてそんなことをちょっと感じましたので、申し添えさせてもらいたいと思います。

○【高原幸雄議員】 私たちの捉え方としては、さっき報告したとおりなんですけれども、ただ、今皆さんの意見を聞いていてもどこで線を引くのかとか、それから内容によっては単純に一般質問だけで、もちろん一般質問の捉え方もそれぞれ議員の立場で考えると、いろんな捉え方なり、結果としての効果がどういうふうに政策に反映されるかということなども含めて見ると、いろんな意見があるなと。藤田議員が言っていたように1人会派の意見を聞いて、もうちょっと議論を詰めておいたほうがいいかなと思いました。

○【藤江竜三議員】 私も皆さんの意見の聞いていてよくわかるという感じで、抜け駆けという形でやられるとおもしろくないなと思うことがあるのかなと思いますし、また一方で、一般質問に制限をかけるというのは、それもまたいろんな観点からすごく難しいと思うので、無理かと思います。そういった中ですと、議会議員全員がそういった思いもあるんだという共通認識を持ってやっていくことが大事かと思いますので、全体で話を進めるということも必要かなと感じたところであります。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。小口議員、いかがでしょう。この件に関してはよろしいですか。小口議員。

○【小口俊明議員】 では、もう1回やらせてください。先ほど申し上げたのは、一般質問に取り上

げるかどうかというところを厳密に禁ずるようなところは難しいのではないかということに関しては、そのとおりだと思っているところであります。しかしながら、皆さん全体で申し合わせをして、みんなで政策形成していこうということで一定のルールを決めていくなれば、それを皆さんで守っていきましょうというスタンスでよろしいんじゃないでしょうかということです。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。ほかには重ねての御意見いかがでしょうか。

今、皆様から、これは議会全体のことに関するので、1人会派の方々の御意見をしっかり承った中でという発言がございました。そういった中で、皆様からいただいた意見をもとに、1人会派の皆様は会派代表者会議の議論を踏まえた中で御意見を承るという形で、ちょっと私のほうで動かさせていただいてもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、次の会派代表者会議までに1人会派の皆様は政策形成サイクルの件、また一般質問のところをどのように取り扱うべきか、そのあたりのことを御意見を承る形で、次回までに皆様御報告ができるように準備をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、議論の難しい部分が出てきたところだと思いますので、政策形成サイクルにおける本日の議論はこの程度にとどめる形でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、政策形成サイクルにつきましては、1人会派の方々に先ほどの一般質問の件、御意見を承るという形で私のほうで動かさせていただきますので、よろしく願いをいたします。



議題4. 全員協議会について

○【石井伸之議長】 それでは、続きまして、議題4、全員協議会についてに入ります。これは第5期基本構想第2次基本計画についての内容となっております。以前の基本計画における全員協議会の前例では、第1回定例会一般質問4日間終了した後の休会日において、1人10分という形で開催をしてきました。このとおりでいきますと、ことしは3月6日の金曜日に行くこととなります。

それでは、この全員協議会の運営の方法について皆様から御意見を承りたく存じます。よろしく願いいたします。(「質問はいいですか」と呼ぶ者あり) どうぞ。藤田議員。

○【藤田貴裕議員】 仮に今、議長の提案の1人10分だとすると、終わりというのは大体何時ぐらいになるんですか。

○【内藤議会事務局長】 正確な時間は、申しわけありません、算出しておりませんが、過去の例からしますと、3時過ぎぐらいかなと考えているところでございます。以上でございます。

○【藤田貴裕議員】 1人10分ということなんですが、大事な議案ですから、少ないのかなという気がします。時間制限がもし仮にやむなしというのであれば、全員が10分で終わった後、5時までの残り時間を、希望者に手を挙げてもらって割るですとか、もう少し発言の機会をふやしていただけると助かると思います。人によっては、時間無制限でもいいんじゃないかという意見が会派に出ていますので、もうちょっと発言の機会があってもいいのかなというのが私どもの会派の意見です。

○【青木健議員】 これはここ何年もこういう形でやってきて、それによって議会として不利益を被っているわけでも何でもないわけでありまして、時間無制限とか、そんなのは論外の話であると私は

思います。これはあくまでも全協ですから、基本的な質疑をしていただければいい場所であって、10分あれば十分にできるというか、逆に言えば10分間でやる技術を磨いてもらいたいと私は思うぐらいです。

人によっては長々と自分の意見を言って、質疑はこれぼっちだったりということがあるわけです。この質疑をやっていれば10分あれば何問できるかという、この時間で質疑を1問やっていれば何問できるかということを考えて、その辺はお互い様、公平に10分ということで、それで今200分か、3時間20分になりますよね、全員10分ずつやったら。それで5時までの時間というのもちよっとだけないなど。その中で終わらせるということをやすべきだと思います。

○【内藤議会事務局長】 先ほど申した時間です。正確な時間は今もあれなんですけれども、私の暗算の中で、市長部局の報告の時間を入れておりませんでしたので、その報告の時間の長さにもよるんですけれども、3時過ぎというよりは4時近い時間が終了時間ではないかと。済みません、正確ではないんですけれども、4時近いと思っております。以上でございます。

○【小口俊明議員】 今、追加の事務局長からの話で、そうすると現実的には今の予定している——予定というのか、これまでの例による1人10分という1日の全員協議会を構成したとして、ほぼ5時に近いところまでいくだらうということかなと思いました。そういうことであるならば、これを残り使うというのも甚だ現実性を欠くのかなと思いますし、またもしこれが10分で不足ということになると、どこまで広げるのかなというところは、そうたやすい話ではないだろうというふうにも思います。

そしてまた、これまでのこの10分という枠組みの中で我々国立市議会はやってきておまして、市当局に対しても適切な質疑が行われてきたということがありますから、これはこれまでどおり1人10分という中で行うのがよろしいかと思えます。

○【藤江竜三議員】 これまでの経過を見ますと、過去4回程度こういった形でやってきたのかなと思えますけれども、そういった中で質疑が的確に行われてきたと思えます。そうなりますと、これまでどおりやっていくのが妥当ではないかと考えております。最後残りの時間を配分するというのもあったんですけれども、1時間弱残っているものを、もし仮に全員が手を挙げると、1分とか2分の分配になってしまうということも考えますと、10分間の中で質疑をしていくという努力を重ねることによって、よりよい質疑をするという形で努力をしていくべきではないかと考えます。

○【高原幸雄議員】 私たちとしては、基本的には時間を制限しないでやれば一番いいなこととは望んでいるんです。10分という制約の中でこの間こなしてきたという経過も十分承知しているんですけれども、1人10分というのは結構長いようで短い。やり方によっては、青木議員が言うように質疑の仕方によってもということはあるけれども、ただ、答弁のほうも結構時間を食っている場合があるので、肝心なところに行き着くまでに時間がきちゃうということもあるから、できれば制限なしでやればもちろんいいんだけど、ただそうはいっても皆さんの会派の合意がなかなか得られない中で、今まで10分ということやってきたということです。

だから、例えば時間をふやすという問題で考えれば、基礎数というか、基礎の時間を余った時間、4時過ぎて5時までの余った時間を割り振っておいて、そこに1人持ち時間を上乘せしておくということになれば、それはそれで技術的にはやれないことでもないのかなと思います。だから、その辺はいずれにしても議論の余地がありますかね。

私が議長のとときにたしかそういう流れがあって、全協の時間という話があって、そういうことの当事者の1人でもあるんだけど、だから本来、時間を設けなくてやれば、一番大事な基本構想基

本計画ですから、大事な議案なので、できればいいなという思いは私たちはあります。

○【石井伸之議長】 各会派から御意見を承りました。私が議長をやっている中で会派代表者会議は決して決をとるものではなくて、全員一致ということの基本として考えております。何かを変える際に、絶対に全会派一致でないと変えられないというところを基本に置いているところを考えますと、今まで過去4回行っているとおりに行うべきものだと考えております。

ただ、今、藤田議員、高原議員から、今後の議論、また今後のさらによりよい運営についての御意見等も承りましたので、今後またこれからの課題の1つとして承る中で、何か新しい提案、新しい考え方につきましては、また予算特別委員会や決算特別委員会等もございますので、そういった中で議論の1つとして考えさせていただきたいと思っております。そういった中では、次回の3月6日の全員協議会につきましては、予算特別委員会、決算特別委員会と同様に、1人10分、また会派単位での持ち時間という方法で行わせていただきたいと思いますと思いますが、藤田議員、高原議員いかがでしょうか。藤田議員。

○【藤田貴裕議員】 今後にはいろんな課題があるというふうに議長におっしゃっていただいたとおりでありまして、基本計画ですので議会費から教育費まで結構幅があるんです。予算特別委員会、決算特別委員会であれば、20分の持ち時間ですよ。そういうふうに考えると、10分というのは少ないのかなと思います。基本は質疑なんだろうけれども、市民から聞いた意見とか、自分の意見を言うのもとても大切なことだと思いますので、意見を言っていると、確かに時間というのは結構かかってしまうというのはあると思いますので、ぜひ今後の課題として残しておいていただきたいと思います。今回は10分ということでしょうがないかなということですよ。

○【高原幸雄議員】 今、議長が言われるように今後の課題の1つというか、今後そういう機会がありましたらぜひ議論して、慎重審議ということも含めて議会の役割ということを見ると、そういう方向で議会が機能できればと思いますので、ぜひそれはそういう機会のときに議論していただければと思います。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。それでは今、高原議員、藤田議員、また青木議員、小口議員、藤江議員からも御意見をいただきました。3月6日金曜日午前10時から、持ち時間は1人10分という、前例どおり全員協議会を実施するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、そのとおり決定をいたします。



※ 会派代表質問順について

○【石井伸之議長】 それでは、続きまして、米印のほうに入らせていただきます。米印の1番目、会派代表質問順について、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 第1回定例会で行われます市長施政方針表明に対する会派代表質問につきましては、ことしは2月28日の金曜日に行うことが確認をされております。先例に倣いまして抽せんにより順番を決めております。つきましては、2月20日木曜日の議会運営委員会終了後に抽せんを行いたいと思います。1人会派の皆さんで傍聴されていない場合には、事務局に一任をお願いしたいと存じます。以上でございます。よろしく願いをいたします。

○【石井伸之議長】 説明が終わりました。ただいまの説明に対して質疑、意見を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、このとおりで、会派代表質問順については終わります。



※ 東京都市議会議員研修会について

○【石井伸之議長】 続きまして、米印の2番目、東京都市議会議員研修会について、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 ことしの研修会の日時は、既にお知らせをしておりますけれども、2月7日金曜日午後2時から府中の森芸術劇場で行われます。内容は、日本体育大学教授で、ロサンゼルスオリンピック、アテネオリンピックメダリストの山本博氏によります、仮称でございますが、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けてでございます。例年どおりバスでまいりますので、集合時間は午後1時に市民ロビーにお集まりいただきたいと存じます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。議員研修会については何か質疑、意見等はよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、集合時間1時におくれないようによろしくお願いをいたします。



※ 政務活動費について

○【石井伸之議長】 続きまして、米印の3番目に入ります。政務活動費について、事務局より説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 令和元年度の政務活動費の精算につきまして、年度末が近づいておりますので、必要書類を整理されて、収支報告書の提出につきまして準備をしていただきますようお願いを申し上げます。来週中には用紙を各会派に配付させていただきます。また、令和2年度の新年度の政務活動費の交付申請につきましても同様に配付をいたしますので、提出は令和元年度の精算分、令和2年度の申請分、両方とも4月1日水曜日の正午までをお願いをしたいと存じます。以上でございます。よろしくをお願いをいたします。

○【石井伸之議長】 政務活動費について質疑、もしくは御意見等いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、政務活動費につきましては、十分精査をしていただき、そして4月1日正午までに議会事務局へ提出をお願いいたします。



※ 議会における資料要求について

○【石井伸之議長】 それでは、続きまして、米印の4番目、議会における資料要求について、最後になりますが、資料のあり方についてに入ります。

これは前回の会派代表者会議において、資料として羽村市さんの資料に関する文書についての御意見がございました。代表者の皆様から非常にわかりやすいとの御意見があり、同じようなものを国立市議会でも作成してはどうかといった確認がとれましたので、本日お配りをするものでございます。内容につきましては、羽村市さんに準じたものとなっておりますので、内容を御確認の上、御意見もしくは質疑等いかがでしょうか。青木議員。

○【青木健議員】 これは全員分あるんですか。

○【内藤議会事務局長】 まだ多数は刷ってないとは思いますが、全議員さん分、またそれ以上の部数を事務局のほうでは御用意して、各議員さんそれぞれに御配付をする予定で考えております。以上でございます。

○【青木健議員】 申しわけないんですけども、配付をお願いします。その上で徹底してもらえるように話しておきます。

○【小口俊明議員】 文面や文言はこれ確定ですか。あるいは代表者の意見はまだ入る余地はあるのでしょうか。

○【石井伸之議長】 これは別にまだ確定したものでないですし、会派代表者の皆様に今初めてお配りしたものでございますので、一読をしていただき、恐縮なんですけど、一度各会派へ持ち帰っていただきまして、そして各会派の中で御協議をいただいて、何か不備もしくは質疑等ございましたら、次回の会派代表者会議でまた御意見を賜るという方法ではいかがでしょうか。藤田議員。

○【藤田貴裕議員】 持ち帰ります。けれども、さきの会派代表者会議では交渉団体だったんですけども、1人会派の方が非常に強い意見をおっしゃっていたなという記憶があります。そういう面では、このことは議長にも伝えておきますし、文言自体、多分私の会派ではいろいろと意見が出ると思います。

○【石井伸之議長】 わかりました。では、まずは各会派の皆様持ち帰っていただいて、そしてまた事務局のほうでは、一度全議員に対する配付はそれはそれで必要だと思いますので、配付をさせていただいて、1人会派の方からの御意見につきましては、私もしくは事務局のほうで承った中で、次回の会派代表者会議の中でどういった御意見があったかということをもた皆様にお伝えしたいと考えておりますが、そういった方向で藤田議員いかがでしょうか。藤田議員。

○【藤田貴裕議員】 結構ですし、私の会派からも意見を多分出させていただくと思います。

○【小口俊明議員】 今の全員にまずは配付ということですけども、そうするとこの資料の書面の位置づけは、公式配付として取り扱うのか、あるいは今、皆さんで持ち帰りで、協議中である旨の参考配付なのか、その辺は明確にしておかないと誤解を招くおそれもあるので、その取り扱いはお考えいただいた上で臨んでいただければと思います。

○【石井伸之議長】 まさに小口議員おっしゃられるように、この中身につきましては、会派代表者会議の中でまた御議論をいただくといった文書として配付をさせていただきたいと考えております。高原議員。

○【高原幸雄議員】 これはこれで羽村市の参考例に倣って、こういうことで。

私、市議会議員の認識を今までと変わる認識にするというのは、最後のところは要求に対して義務があるかないか、そのところが今までの感覚だと、議会が要求すれば当局は出す義務があるんだということ、ある意味では安易にというか、議会のあれを持って出してもらったわけです。それが法律上いいのかどうかというところが変わる点だと思うんです。その辺はもうちょっと丁寧にやらないとなかなか。

今までの慣例でという方向になっているんですけども、その辺がきちっと理解されれば、前の議員の研修会で廣瀬先生が来たときもあったじゃないですか。国立市の今までの慣例が、何十年も続いたものが、実は地方自治法上の規定は、それは違うよという話になって変わったわけです。そういう部類に入るんじゃないかなと私は受けとめていたんですけども、だからその部分はもうちょっと丁寧にやる必要があるかなと思いました。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。高原議員がおっしゃるとおり、確かにこの一文だけ見ると、法的根拠はどこなのか、どういったところを法律から準拠してこういった結果になっているのかという部分と、あと国立市議会として慣例としてやってきた部分と、そういったところも後世に伝えていく中で、今後の未来の議員がこれを見た場合に、すぐにすっと入るようなつくりにしておくことも1つ重要かと思しますので、ぜひそういったところも含めてまた持ち帰っていただいて、また次回の会派代表者会議でもさらにもう一歩進んだ議論をしていただきたいと思いますと考えております。ありがとうございます。青木議員。

○【青木健議員】 私も今、高原議員が言っていたみたいに、正直、議員には資料を要求する権利がある。当局は要求されたら、それは応えなければならない義務があると思っていたんですけども、法的には全く違うということ、我々国立市議会の場合は今までそういう認識がなかったということで、反省すべき点であろうと思います。それを認識した上で、ただ、どうしても必要なものというのはあるんだろうと思います。その辺については、国立市議会の今までやってきたやり方というのもよい点の1つではあると思うんです。ただ、何たびそれをやったら問題ですけども、よい点の1つではあると思いますので、その辺も含めて持ち帰って協議をさせてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。ほかに御意見はいかがでしょう。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、恐縮ですが、一度お持ち帰りをいただいて、また次回お願ひをいたします。



○【石井伸之議長】 それでは、これをもちまして全ての議題、報告が終わりました。

これをもちまして会派会議を閉会とさせていただきます。

午後2時20分閉会